

紀伊半島3県における低コストな再造林・保育施業の事例調査業務委託仕様書

1 業務委託の目的

「伐って、使って、植えて、育てる」という循環型林業の確立を推進していく上で、再造林を確実に行うことが重要である。

再造林や初期保育に掛かる経費の低減にむけて、低密度植栽や大苗の植栽、下刈り回数の低減など、紀伊半島各地で様々な取組がなされているところである。

木材の販売収益の高騰が期待できない中、低コストな再造林・保育を普及していく必要があるが、紀伊半島3県の森林所有者の中には、低密度植栽等の低コストな施業を敬遠する声も聞かれ、「低コストな再造林・保育」の成果を分かりやすく示していく必要がある。

そこで、紀伊半島3県で実施された、低コストな植栽や下刈り施業地の現況を調査し、施業後の生育状況や縮減された経費等を整理した資料を作成することを目的とする。

2 業務委託の内容

【内容】

(1) 紀伊半島3県における低コストな再造林・保育施業の事例調査

①紀伊半島3県において実施された低密度植栽や大苗の植栽、下刈り回数の低減などの低コストな施業を行った施業地24箇所の現況調査を行う。

(調査箇所の目安)

大分類	小分類	備考	調査箇所数
再造林	一貫施業		18
	低密度植栽		
	大苗植栽		
	コンテナ苗植栽		
	獣害対策	斜め張り・L型ネット等	
保育	冬期下刈		6
	下刈回数省略		

※施業地の情報は発注者より提供する。

※上表は目安であり、3県の施業地情報の収集を行った結果によっては、再造林や保育の調査箇所数を変更する場合がある。

②①の調査地を施業した事業者、現在施業地を管理している者から聞き取りを行う。

- ・施業時に注意した事項
- ・従来の施業と異なった事項
- ・縮減できた人工数や経費

・施業から今日までに発生した問題点 など

(2) 事例集原稿の作成

(1)において調査した箇所について、各県の標準的な施業地との比較等を行う

- ①当該地の属する県の標準的な施業地と生育状況を比較する。
- ②事業者から聞き取りした内容、施業地の地況等から縮減された経費等を推定する。
- ③低コストな施業が成功した要因を考察する。
- ④調査した箇所のうち、優良な事例を選考し、事例集の原稿を作成する。
- ⑤原稿作成にあたっては、中間において本委員会と協議を実施することとする。(1月末までに終わることを標準とする)

⑥事例集の仕様（目安）

ア 項数等：15 項程度、カラー刷、MicrosoftPowerpoint 形式

※Microsoft 社 Windows10,11 上で表示可能なものとする。

イ 特定地域に偏らずに作成すること。

ウ 一貫施業地、低密度植栽、大苗植栽、下刈り回数の縮減、獣害対策におけるコスト縮減等を掲載すること。

⑦納入成果品

原稿の電子データ：3 枚（電子データを DVD-R にて各県へ納品すること）

⑧やむを得ず上記の標準的な仕様によらない場合は、発注者の承認を得ること。
本業務に資する提案等があれば、発注者に対して提案を行うこと。

(3) 業務報告書等の作成

本業務全体の業務内容や業務の過程で得られた調査結果や検証結果等をまとめた報告書を作成し、紙媒体及び電子ファイルにて提出すること。

①報告書の仕様（目安）

ア 様式は任意とする。ただし完成した事例集と報告書は別冊とする。

イ A4 サイズ、フルカラー、両面 25 枚以内（50 ページ以内）とする。

ただし、調査・分析や検討会の結果、ページ数に大幅な増減が想定される際には発注者と協議すること。

ウ 報告書の内容

上記 2（1）にて収集・作成した資料、その他発注者が指示した事項

エ 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

・文章等：Excel、Word、PDF ファイル形式

・画像：jpeg 形式

※Microsoft 社 Windows10,11 上で表示可能なものとする。

②納入成果品

ア 紙媒体：3 部（各県へ 1 部ずつ納品）

イ 報告書原稿：3枚（電子データをDVD-Rにて各県へ1枚ずつ納品）

3 業務委託の実施におけるその他の条件

(1) 工程表および担当者の報告

業務の実施にあたり業務工程表、業務担当者届を提出すること。

(2) 発注者との打ち合わせ

業務の実施にあたっては、必要に応じて適宜打ち合わせを行うこと。また、打ち合わせた内容は、打ち合わせ記録簿等の書面に記録し、3県で内容の確認が必要な時は、実行委員会と受託者が相互に確認すること。

(3) 本委託業務の完了時以降において、発注者が指定する方法で成果報告会を実施すること。

(4) 本業務実施に関する関係書類については、業務終了後5年間は保管すること。

(5) 委託業務の実施にあたって、仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、実行委員会と協議を重ねながら決定するものとする。

(6) 紀伊半島3県共同研究事業の過去の成果で受託者が当該研究の中で活用を検討する場合、実行委員会はこれを提供するものとする。

(7) 本委託業務の実施による成果品に関する一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）については、委託料が完納された時点で実行委員会に譲渡するものとし、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ当実行委員会の承諾を得なければならない。

また、受託者は成果品にかかる著作権者人格権を行使するときにおいても、当実行委員会に対して、これを行使しないものとする。

上記に関わらず、成果品に既に受託者が著作権を保有している著作物が含まれている場合、当該著作物の著作権は、受託者に帰属するものとする。

なお、著作権について第三者から異議の申し出等があったときは、受託者の責任において解決するものとする。

(8) 受託者の責による事故等により発生した損害は、受託者が負担するものとする。

4 業務の委託期間

契約日の翌日から令和7年3月21日までとする。

5 その他

業務の実施の際には、公募要領「10. 業務の適正な実施に関する事項」に留意すること。